

災害発生時における千葉市と千葉市内郵便局の協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と千葉市内郵便局（以下「乙」という。）は、千葉市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定する。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める被害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、千葉市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。ただし、千葉市内各区の状況に応じ迅速に対応する必要があるときは、千葉市各区長及び当該区を管轄する郵便局長が相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の一時的提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 災害における停電時の給電用車両としてのEV車両等の一時的提供
(車両を所有する場合に限る。)
- (3) 甲が収集した避難所開設状況及び避難者情報の乙への提供。ただし、避難者情報の提供については、避難者が自らの避難状況について、本市ホームページ及び報道機関等並びに親族・同居者・知人等への情報開示を希望した場合に限る。
- (4) 甲又は乙が収集した被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
(様式第1号及び様式第2号)
- (5) 乙による郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (6) 災害救助法（昭和22年法律第118号）適用時における乙による郵便業務に係る次のアからエの災害特別事務取扱及び甲による作業場所の提供や広報活動等の援護対策
 - ア 被災地に滞在する被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (7) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

- (8) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを実行するための必要な事項(注)
- (9) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (10) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項
(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

(協力の実施)

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

(経費の負担)

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

(災害情報連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第6条 千葉市内の郵便局は、千葉市若しくは各区、各地域の行う防災訓練に参加することができる。

(情報の交換)

第7条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 千葉市 総務局 危機管理課長

乙 日本郵便株式会社 千葉中央郵便局 総務部 総務部長

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

(有効期限)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。

2 前項の期間満了日の1月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年11月20日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷 俊人

乙 千葉市中央区中央港1丁目14番1号
千葉市内郵便局代表
日本郵便株式会社
千葉中央郵便局長 鈴木 昭雄